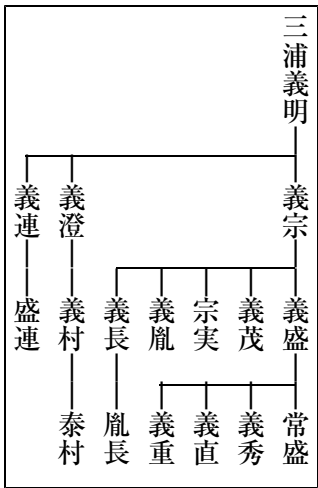


# 地域歴史講座「和田合戦」

## 第1回 鎌倉殿侍別当和田義盛をめぐる

二〇二四年一月二日

高橋 秀樹



### 一、和田義盛の生い立ちと「三浦ノ長者」

①『吾妻鏡』建保元年（一一二三）五月三日条  
父義盛（年六十七）殊に嘆息す。

↓久安三年（一一四七）生まれ。諸系図によ

れば、父は三浦義明の一男杉本義宗。統群書類従本和田系図は「母遊女字玉」とする。

②延慶本『平家物語』第二末 嫡子杉本太郎義宗は、長寛元年の秋軍に、安房国長狭城責めとて、大事の手負いて、三浦に帰りて百日に満たざるに、卅九にて死にけり。

↓義盛十七歳の長寛元年（一一一六）に父義宗は安房国の長狭氏との戦の怪我がもとで死去する。義盛には弟義茂・宗実らもいた。父の死後、義盛兄弟は祖父義明の庇護を受けたと考えられる。父の苗字地杉本は相模国鎌倉郡。結婚にともない義明から独立して「和田」の地に居住し、「和田」を名乗る。兄弟も「和田」を称していることを考えると、義宗の時代からこの家系が「和田」の地を領有していた可能性が高い。

○和田の所在地をめぐる

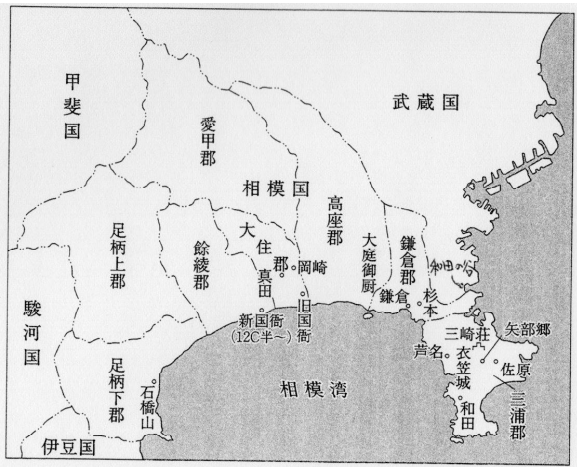
通説：相模国三浦郡和田（現、三浦市初声町和田）

石井進説：武蔵国金沢郷の「和田の谷」（現、横浜市金沢区六浦） 杉本と朝比奈切通

で結ばれている。

↑朝比奈切通の掘削は仁治二年（一一四一）であり、義盛の時代ではない。「朝比奈峠」の地名は十七世紀半ばの紀行文『金兼藁』までしか遡れない。義盛の子朝夷三郎義秀の苗字地は安房国朝夷郡である。三浦氏の苗字地は大字以上の規模の地名なのに対して、「和田の谷」は谷戸状の地の通称地名に過ぎない。武蔵国が本拠だとすると武蔵国（平家）の国衙軍制に従わないといけないなどの理由から、石井説は成立しない。

③『平治物語』（陽明文庫本）上 義朝たのむ所のつはものどもには、嫡子悪源太義平十九歳、次男中宮大夫進朝長十六歳、三男兵衛佐頼朝十二歳、義朝が舎弟三郎先生義章・同十郎義盛・伯父陸奥六郎義隆・信濃源氏平賀四郎義信、郎等には、鎌田兵衛正清・三浦介二郎義澄・山内首藤刑部丞俊通・子息滝口俊綱・長井斎藤別当実盛・信濃国の住人片切小八郎大夫景重・上総介八郎広常・近江国の住人佐々木源三秀義、これらをはじめとして、



地図1 相模国図

その勢、二百余騎にはすぎざりけり。

↓平治元年(一一五九)の平治合戦には三浦義澄が源義朝に従軍。その位置づけは側近鎌田正清の次。他の家人の顔ぶれから見ても、義澄が義明の後継者に位置づけられていた。「嫡子」は一男の意味であり、後継者の意味ではない。義宗は義明の一男ではあったが、後継者とはされていなかった。母親は不明ながら、その出自の問題か。

④『愚管抄』(慈円の歴史書) 卷六 実朝ハ又関東ニ不思議イデキテ、我が館ミナ焼レテアヤウキ事有ケリ。義盛左衛門ト云三浦ノ長者、義時ヲ深クソネミテウタンノ志有ケリ。

↓建保元年に義盛が三浦一族の族長だったというイメージを持つ研究者が多い。義盛六十歳に対して、三浦義村は四十六歳。

↑貴族社会・寺院社会にいる慈円が「長者」と記していることを考えないといけない。『愚管抄』の中で「長者」は四十か所以上、藤氏長者をさす語として使われている。貴族社会における「長者」とは、出自集団である「氏」やその分節である「一門」の始祖をまつる寺院とそこでの仏事を管轄し、その費用負担を構成員に分配する役割をもち、構成員中の最高官位者が順番に就いていく傍系的な継承方法をとる。年長で政治的地位が高い義盛を、貴族社会になぞらえて、三浦一門の「長者」と捉えたのであろうが、慈円が三浦一族の実態を知っていたとは思えない。↓慈円の表現を過大評価してはいけない。

## 二、鎌倉殿侍別当

⑤『吾妻鏡』治承四年(一一八〇)十一月十七日条 また和田義盛侍所別当に補す。これ去る八月石橋合戦の後、安房国に赴かしめ給うの時、御安否未定の処、義盛この職を望み申すの間、御許諾有り。よつて今上首を聞き仰せらると云々。

※頼朝が佐竹討伐から鎌倉に戻った日。

⑥『吾妻鏡』正治二年(一一二〇)二月五日条 陰り。和田左衛門尉侍所別当に還補す。

義盛治承四年関東最初にこの職に補するの処、建久三年に至り、景時一日その号を仮るべきの由懇望するの間、義盛服暇の次をもって白地にこれを補せらる。しかるを景時姦謀を廻らし、今にこの職に居するなり。景時元は所司たりと云々。

⑦『吾妻鏡』文治元年(一一八五)四月二十一日条 およそ和田小太郎義盛と梶原平三景時とは、侍別当・所司なり。よつて舍弟両将を西海に発遣せらるるの時、軍士等の事奉行せしめんがため、義盛を参州(源範頼)に付けられ、景時を廷尉(源義経)に付けらるるの処、参州は本より武衛(源頼朝)の仰せに乖かざるにより、大少の事常胤・義盛等に示し合わす。廷尉は自専の慮を挿み、かつて御旨を守らず。偏に雅意に任せ、自由の張行を致すの間、人々恨みを成す。景時に限らずと云々。

⑧佐々木文書(個人蔵、鹿児島歴史・美術センター黎明館寄託)

元暦二年(一一八五)七月十五日付け鎌倉殿侍別当下文

下す 肥前国御家人等の所

早く廻文の旨に任せ、来たる八月十五日以前に門司関に参会すべき事。

砥川四郎(奉) 同太郎

鳥屋六郎(奉) 砥川九郎(奉)

(四十二名略)

有馬二郎(奉) 有マ三郎(奉)

右、御家人等、鎌倉殿催し参るべきの由、仰せ下す所なり。よっておのおの用意を加え、来たる八月十五日以前に門司関に参会せしめ給うべきなり。もし対捍致さしむるの輩は、兼日参府せしめ、子細を申さしめ給うべきの状、件の如し。

元暦二年七月十五日

鎌倉殿侍別当平朝臣(花押)

※三月二十四日平家壇の浦で滅亡。五月八日幕府義盛に西国御家人交名の注進を命ず。七月十二日狼藉の訴えにより幕府範頼の召還を決める。八月二十四日下河辺行平九州より鎌倉に戻る。

⑨延慶本『平家物語』第二末 (※安房で頼朝と合流して) 和田小太郎が申しけるは、父も死ぬ、子孫も死ぬば死ぬ。只今君を見奉りつれば、其に過ぎたる悦びなし。今は本意を遂げむ事疑い有るべからず。君今は只侍共に国々を分かち給うべし。義盛には侍の別当を給うべし。上総守忠清が平家より八ヶ国の侍の別当を給いて、持ちなされしが、うらやましく候しにと申しければ、兵衛佐は所宛て余りに早しとよとて咲いけり。

○貴族社会における侍所は、家政機関である政所の下部組織。頼朝の侍所も政所の成立と不可分のはず。文治元年四月二十七日の叙従二位から政所下文が残る文治三年十月二十九日までの間のいづれかの時期に侍所が成立か。

○なぜ『吾妻鏡』は治承四年十一月十七日条に侍所別当補任記事を置いたのか？

⑩『吾妻鏡』建仁三年(一二〇三)八月四日条 平六兵衛尉義村土佐国守護職に補すと云々。

⑪東京国立博物館所蔵「香宗我部家伝証文」(建仁三年)八月四日付け北条時政書状

土左中太明道の事、二か条の事、申状具にもって見給い了んぬ。

一、当国深淵・香宗我部両郷地頭職の方、前司の時、庁宣を給わり了んぬ。然れば、新司何ぞ違乱有るべく候かな。

一、須留田別府菟田保は、香宗我部郷の最中たるの由在庁の勘状一見を加え候了んぬ。

然れば、且つは故殿の御下文を守り、且つは在庁の勘状に任せ、明道をして知行せしむべし。限り有るの所に至っては、仰せ合わせしめ給うべきの状件の如し。

八月四日

遠江守(花押)

平六兵衛尉殿

「建仁三年」

↓『吾妻鏡』は職掌が窺える文書から、同日付けの任命記事を作成する編纂手法をとっている。治承四年十一月十七日条の侍所別当補任記事も、佐竹合戦後の戦後処理の過程で義盛が御家人を管理しているような内容の文書が編纂段階には存在し、それを原史料として補任記事を創作的に作成したか。「侍所別当」を後代の「侍所別当」に置き換えた。

#### 【参考文献】

石井進「中世六浦の歴史」(『三浦古文化』四〇、一九八六年)

高橋秀樹『日本中世の家と親族』(吉川弘文館、一九九六年)

高橋秀樹「鎌倉殿侍別当和田義盛と和田合戦」(『三浦一族の研究』吉川弘文館、二〇一六年)

高橋秀樹『三浦義村』(人物叢書、吉川弘文館、二〇一三年)